

長浜市準用河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 4 8 号

長浜市準用河川管理規則の一部を改正する規則

長浜市準用河川管理規則（平成18年長浜市規則第130号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 2 項中「許可の期間が 6 か月未満のものにあっては当該許可の期間満了の日の
1 か月前、その他のものにあっては 2 か月前」を「当該許可の期間満了の日の前日」に改
める。

本則に次の 1 条を加える。

（補則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。